

施設入所利用料内訳

【介護給付費単位数】

(令和8年6月改定)

以下の単位数に地域ごとに決められている1単位の単価(10円)を乗じて金額に換算したものに、利用者ごとの負担割合を乗じた金額になります。

◎介護報酬費単位数

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
個室	717 単位	763 単位	828 単位	883 単位	932 単位
多床室	793 単位	843 単位	908 単位	961 単位	1,012 単位

※外泊の場合は、初日と帰施設日を除いて上記金額に代えて1日362単位とします。

◎食費及び居住費(滞在費)

(令和8年8月より)

利用者負担限度額		4段階(基準)	3段階①/②	2段階	1段階
食費(日額)		1,800円	680円/1,420円	390円	300円
居宅費(日額)	個室	1,728円	1,370円/1,470円	550円	550円
	多床室	437円	430円	430円	0円

〈各種減算〉

- 初期加算Ⅰ 60単位/日 入所日から30日の期間
- Ⅱ 30単位/日 //
- 退所時栄養情報連携加算 70単位/月
- 再入所時栄養連携加算 200単位/回 1人につき1回を限度
- 認知症ケア加算 76単位/日
- 認知症専門ケア加算Ⅰ 3単位/日
- Ⅱ 4単位/日
- 認知症チームケア推進加算Ⅰ 150単位/月
- Ⅱ 120単位/月
- 夜勤職員配置加算 24単位/日
- 短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ 258単位/日 入所日から3ヶ月以内の期間
- Ⅱ 200単位/日 //
- 認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ 240単位/日 入所日から3ヶ月以内の期間、週3回
- Ⅱ 120単位/日 //
- リハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅰ 53単位/月
- Ⅱ 33単位/月
- 若年性認知症利用者受入加算 120単位/日
- 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ 10単位/月
- Ⅱ 5単位/月
- 新興感染症等施設療養費 240単位/日 1日に1回5日を限度
- 生産性向上推進体制加算Ⅰ 100単位/月
- Ⅱ 10単位/月
- 栄養マネジメント強化加算 11単位/日
- 経口維持加算Ⅰ 400単位/月
- Ⅱ 100単位/月
- 経口移行加算 28単位/日
- 口腔衛生管理加算Ⅰ 90単位/月
- Ⅱ 110単位/月
- 療養食加算 6単位/回 1日3食を限度
- かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰイ 140単位/回
- Ⅱロ 70単位/回
- Ⅲ 240単位/回
- Ⅳ 100単位/回
- ターミナルケア加算 72単位/日 死亡日以前31～45日
- Ⅱ 160単位/日 死亡日以前4～30日
- Ⅲ 910単位/日 死亡日以前日及び前々日
- Ⅳ 1,900単位/日 死亡日
- 入所前後訪問指導加算Ⅰ 450単位/回 入所中1回を限度
- Ⅱ 480単位/回 //
- 試行的退所時指導加算 400単位/回 1人につき1回を限度
- 退所時情報提供加算Ⅰ 500単位/回 //
- Ⅱ 250単位/回 //

● 協力医療機関連携加算	100 単位/月	令和 7 年度以降は 50 単位/月
● 入退所前連携加算Ⅰ	600 単位/回	1 人につき 1 回を限度
● 入退所前連携加算Ⅱ	400 単位/回	1 人につき 1 回を限度
● 訪問看護指示加算	300 単位/回	〃
● 所定疾患施設療養費Ⅰ	239 単位/日	1 月に 1 回 7 日を限度
● 〃 Ⅱ	480 単位/日	1 月に 1 回 10 日を限度
● 認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 単位/日	入所日から 7 日を限度
● 緊急時治療管理	518 単位/日	月 1 回 3 日を限度
● 在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ	51 単位/日	
● 〃 Ⅱ	51 単位/日	
● 褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3 単位/月	
● 〃 Ⅱ	13 単位/月	
● 排泄支援加算Ⅰ	10 単位/月	
● 〃 Ⅱ	15 単位/月	
● 〃 Ⅲ	20 単位/月	
● 自立支援促進加算	300 単位/月	
● 科学的介護推進体制加算Ⅰ	40 単位/月	
● 〃 Ⅱ	60 単位/月	
● 安全対策体制加算	20 単位/回	入所時に 1 回を限度
● 外泊時費用	362 単位/日	外泊の初日及び最終日を除く
● 外泊時在宅サービスを利用	800 単位/日	〃
● サービス提供体制強化加算Ⅰ	22 単位/日	介護職員のうち介護福祉士 80%以上
● 介護職員等処遇改善加算Ⅰ ロ	所定単位数に 9.7%を乗じた単位数	
● 特定治療	医科診療報酬点数表に基づく点数	

〈各種減算〉

● 栄養ケア・マネジメントの未実施減算	14 単位/日
● 安全管理体制未実施減算	5 単位/日
● 身体拘束廃止未実施減算	所定単位数に 10.0%を乗じた単位数
● 高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数に 1.0%を乗じた単位数
● 業務継続計画未策定減算	所定単位数に 3.0%を乗じた単位数

◎日常生活費

● 日用品費	実 費 (業者委託料金)
● 教養娯楽費	実 費 (本人の希望する物)
● 理美容代	実 費 (業者委託料金)
● 特別な室料として日額 2,000 円	

◎希望に応じて

● 電気代	1 器具につき 53 円
● 私物洗濯代 (出来るだけ御家族の方でお願いします。どうしても出来ない場合)	
大(上着類)	330 円
中(中着類)	220 円
小(下着類)	110 円
極小(小物)	55 円
毛布・タオルケット	550 円

※ 日常生活費については説明し同意書を戴き、利用された方から戴きます。

※ その他規程にないものについては、事務所にお申し出下さい。